2025年５月13日

各位

会社名　　アイエーグループ株式会社
代表者名　　代表取締役社長　古川　隆太郎
（コード：7509　東証スタンダード市場）
問合せ先　　常務取締役　岡野　良信
（ＴＥＬ 045-821-7500）

社員持株会を通じた「特別奨励金スキーム」の導入に伴う自己株式処分のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、社員持株会を通じた株式付与として、特別奨励金スキーム（以下「本スキーム」といいます。）を導入し、下記のとおり、アイエーグループ社員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．処分の概要

(1)処分期日	2025年９月９日
(2)処分する株式の種類及び数	当社普通株式　10,355株（注）
(3)処分価額	1株につき3,260円
(4)処分総額	33,757,300円（注）
(5)処分方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります。）。 （アイエーグループ社員持株会　10,355株） なお、各対象会員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
(6)その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書の効力発生を条件とします。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本スキームの対象となり得る当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）最大1,047名に対して、それぞれ当社普通株式を付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションが終了した後の対象従業員である本持株会の会員（以下「対象会員」といいます。）の数及び当社及び当社子会社が定める従業員区分に応じて規定する１名当たりの付与株式数（パターン１：最大37名2,220株、パターン２：最大71名2,840株、パターン３：最大40名800株、パターン４：最大899名4,495株）に応じて確定します。具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。

2．処分の目的及び理由

当社は、企業理念である「社員の成長と発展」の実現を目指し、本持株会を通じて当社が処分する当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得機会を創出することを決定しました。本スキームの導入により、対象従業員の経済基盤の確立を支援するとともに、モチベーション向上と経営参画意識の醸成を促すことで、企業価値の持続的な向上を図ります。

本スキームは、対象会員に対して特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分する第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1.処分の概要の(注)に記載のとおり後日確定いたしますが、最大10,355株を本持株会へ処分する予定です。対象会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に対象会員による金銭の拠出はありません。

本スキームの対象従業員最大1,047名の全員が本持株会に加入した場合には10,355株の処分を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化規模は、2025年３月31日現在の発行済株式総数1,645,360株に対し0.63%であり、2025年３月31日現在の総議決権個数14,416個に対し0.71%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）です。

本スキームの導入は、当社グループの企業価値の増大に寄与するものと考えておりますため、本自己株式処分における処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しています。

3．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本持株会を通じた株式付与のために対象会員に支給された特別奨励金を払込資金として、対象会員が本持株会に拠出して行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した金額とするため、2025年５月12日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である3,260円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、この処分価額の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
１ヶ月（2025年４月14日～2025年５月12日）	3,267円	▲0.21%
３ヶ月（2025年２月13日～2025年５月12日）	3,276円	▲0.49%
６ヶ月（2024年11月13日～2025年５月12日）	3,239円	0.65%

本日開催の取締役会に出席した監査役３名全員（うち社外監査役２名）は、処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値であることに鑑み、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

4．企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

（ご参考）

【本スキームの仕組み（子会社の記載は省略しています。）】

① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
② 当社は、対象会員に当社株式付与のための特別奨励金を支給します
③ 対象会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
④ 本持株会は対象会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。
⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
⑥ 割当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託する野村證券株式会社を通じて、本持株会内の対象会員の持分に配分・管理されます。

※ 対象会員は割当てられた当社株式を対象会員名義の証券口座に任意に引出すことができます。

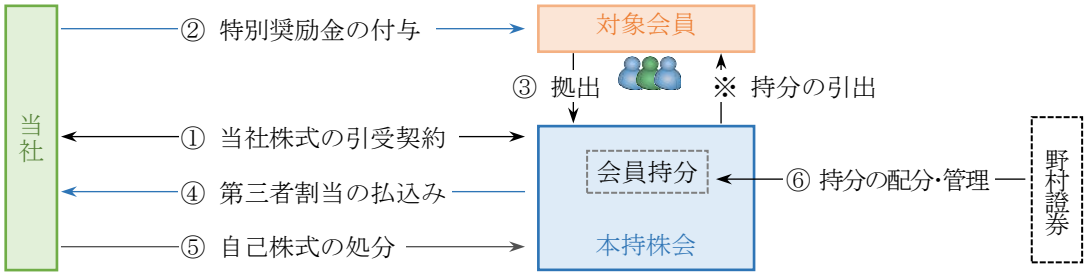

以上